

職員体制

職 種	常 勤	非常勤	保有資格
管理者 (介護支援専門員と兼務)	1 名		主任介護支援専門員
介護支援専門員	4 名		介護支援専門員

2025年4月1日

料金表

【一月当たり】

サービス、加算の区分	算 定 要 件		料 金
居宅介護支援（Ⅰ） （ⅰ）	介護支援専門員一人当たりの担当 件数が 45 件未満の場合	要介護 1・2	12,380 円
		要介護 3～5	16,085 円
居宅介護支援（Ⅰ） （ⅱ）	介護支援専門員一人当たりの担当 件数が 45 件以上 60 件未満の場合	要介護 1・2	6,201 円
		要介護 3～5	8,025 円
居宅介護支援（Ⅰ） （ⅲ）	介護支援専門員一人当たりの担当 件数が 60 件以上の場合	要介護 1・2	3,712 円
		要介護 3～5	4,810 円
居宅介護支援（Ⅱ） （ⅰ）	介護支援専門員一人当たりの担当 件数が 50 件未満の場合	要介護 1・2	12,380 円
		要介護 3～5	16,085 円
居宅介護支援（Ⅱ） （ⅱ）	介護支援専門員一人当たりの担当 件数が 50 件以上 60 件未満の場合	要介護 1・2	6,007 円
		要介護 3～5	7,786 円
居宅介護支援（Ⅱ） （ⅲ）	介護支援専門員一人当たりの担当 件数が 60 件以上の場合	要介護 1・2	3,602 円
		要介護 3～5	4,674 円

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

指定介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合 ＊指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数とする
 特定事業所医療介護連携加算 ⇒ 1,425 円

ア 退院・退所加算の算定実績について

退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る＊病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算算定する年度の前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において 35 回以上の場合に要件を満たす。＊病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設

イ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において算定回数が 15 回以上の場合に要件を満たす。

ウ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定実績について

特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるため特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）をいずれかを算定していない月は、算定できない。

＊ア、イ、ウの要件を満たした際に算定を行う

通院時情報連携加算 ⇒ 570円 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画などに記録した場合算定を行う		
初回加算	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護認定区分が2段階以上変更認定を受けた場合	3,420円
入院時情報連携(Ⅰ)	入院日若しくは翌日までに利用者関わる必要な情報を提供	2,850円
入院時情報連携(Ⅱ)	入院後翌日又は翌々日以内に利用者に関わる必要な情報を提供	2,280円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る	
		カンファレンス参加 無
		カンファレンス参加 有
	連携1回	5,130円
	連携2回	6,840円
	連携3回	×
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い 必要に応じて居宅等の利用調整を行った場合 1月に2回を限度として算定できること	2,280円／回
ターミナルケアマネジメント加算	・自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握する事を要件とした上で、対象疾患を末期の悪性腫瘍に限定せず、医師が一般に認めて医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする ・在宅で死亡した利用者に対して、市町村長に対して届け出を行った事業所が、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を行い訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合に算定を行う	4,560円

特定事業所加算Ⅱ	質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進	4, 7 9 9 円
印刷料金	サービス実施記録の複写物に関する料金	1 枚につき 10 円
郵送料	サービス実施記録の複写物郵送に関する料金	郵便料金

※ 2 4 時間、連絡等相談を受け付けます。（営業時間外は転送にて受け付け）
 連絡先は 0 3 - 5 6 7 2 - 1 7 3 1 です。